

## 流山区画整理事務所から手続きに関するお知らせ

### 使用収益の開始について

工事が完了し、仮換地が利用可能な状態になると、「仮換地の使用収益開始日の通知」を送付します。記載されている開始日から仮換地の土地利用が可能になります。

地権者の皆様には、通知前に現地にて境界杭の立会確認を行いますので、ご協力をお願いします。

### 建築行為等の許可申請手続きについて

仮換地の使用収益開始後に、建築物の新築等を行う場合、建築確認申請・地区計画の届出の前に土地区画整理法第76条許可申請の手続きが必要となります。

なお、申請書は当事務所に用意しております。(ホームページにも様式・記入例を掲載しています)

### 換地処分までの間の住民登録について

町名・地番については、換地処分後に新町名・番地へ移行されますが、それまでの間に住民登録等を行う場合、仮換地の底地番及び街区画地番号を併せて表記していただくことになります。

仮換地の底地番及び街区画地番号は、土地区画整理法第76条許可証交付の際お渡しする「住民登録のお知らせ」に表記してありますので、市役所市民課窓口にて提示いただきますようお願いいたします。

なお、換地処分は平成31年3月末日を予定しています。

### 権利変動について

①所有権・借地権の変動(売買・相続)、②土地所有者の住所や氏名の変更、③土地の分筆・合筆等があった場合は、必ず当事務所へ権利変動届及び登記事項証明書(登記簿謄本:写し可)の提出をお願いします。

提出がない場合、仮換地指定、補償、課税、換地処分後の移転登記等に支障をきたす恐れがあります。届出用紙は、当事務所に用意しております。(ホームページにも様式・記入例を掲載しています)

## お問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。

個別の土地に関する第三者からの問い合わせについては、権利者の委任状の提示をお願いしています。

千葉県流山区画整理事務所 〒270-0163 流山市南流山一丁目13番地

(換地等に関すること) 木地区換地課 ☎04-7150-4501

(補償等に関すること) 管理移転課(木地区担当) ☎04-7150-4507

(工事等に関すること) 木地区工務課 ☎04-7150-4503

E-mail nagareku@mz.pref.chiba.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-nagare-k/index.html>

※県では、本地区事業の円滑な推進を図るため、(株)URリンケージに移転補償等の業務を委託しています。

※まちづくりだよりは、過去に発行された号も含めて、上記ホームページでご覧いただけます。

第13号

流山都市計画事業木地区  
一体型特定土地区画整理事業

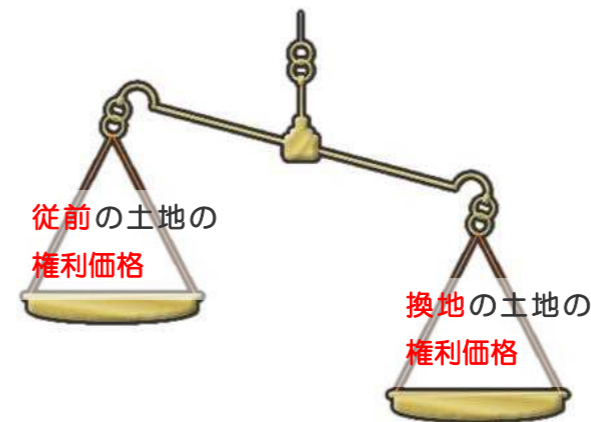
平成27年10月1日発行  
発行/千葉県流山区画整理事務所  
☎04(7150)4501

# 流山木地区 まちづくりだより

## 清算金について

〈清算金とは〉

土地区画整理事業では、換地を過不足なく配置する事は困難です。この不均衡を是正するために徴収、交付する金銭の事を「清算金」といいます。 〈徴収例〉



○従前の土地の権利価格が小さい場合: 清算金の徴収

○従前の土地の権利価格が大きい場合: 清算金の交付

〈確定時期〉

清算金は換地処分(事業の完了)の公告があった日の翌日に確定します。

〈売買上の注意事項〉

清算金の徴収交付は、換地処分の公告の日、その土地について所有権を有している方が対象者となり、その後所有者に変更があった場合でも、対象者は変更しません。

ただし、売買等に際し、当事者間で清算金の徴収又は交付の権利義務に関する特約を締結し、当事者双方が施行者に対し、その旨の通知を行って施行者が認めた場合には、当該特約条項が優先されます。

## 土地区画整理審議会委員の改選について

本地区の土地区画整理審議会の委員の任期が11月4日までとなっていることから、改選の手続きを行っております。

今回、立候補者数が審議会委員の定数以内となったため、選挙は行わないこととなりました。委員の皆様が確定しましたら、千葉県報にて告示させていただきます。

千葉県